

釜石市学校給食調理業務委託指名型プロポーザル審査方法及び審査基準

審査方法

1 審査資料

指名業者中、参加の意思表示をした者から提出された企画提案書等(以下「審査資料」という。)の内容を確認する。

2 プレゼンテーション

審査資料を基に応募者から企画提案を受ける。

(提案時間：20分以内、質問時間を除く)

3 評価

別紙「審査基準表」の審査対象項目、評価ポイントの区分ごとに審査資料及び企画提案説明等により評価する。

4 質問

企画提案説明の終了後、審査資料及び企画提案説明等により評価が不明な場合は、評価ポイントの記載項目を参考として質問する。

5 採点

応募者退出後、別紙「採点票」を用い、各項目の配点に基づき一つの評価基準点数を選択し、当該評価点数を「評価点」の欄に転記する。

「採点票」には採点者名を記入する。

6 集計

プレゼンテーション終了後、各審査委員の「採点票」を取りまとめ、審査基準により「採点集計表」を作成する。

7 受託候補者

採点集計結果を踏まえ、協議の上、第1受託候補者を選定する。

次点の第2受託候補者の選定の有無については、委員会で協議し決定する。

審査基準

選定委員の合計採点数が最高であり、かつ、下記 1 から 3 の条件をすべて満たす応募者を第 1 受託候補者に選定する。

1 最低基準点の設定

合計採点数が、選定委員の合計満点数(600 点)の 6 割を超えていること。

2 審査委員の過半数以上の合意形成

6 分の 4 以上の選定委員の採点数が、満点数の 6 割を超えていること。

例：4/6 以上の委員 4 人(出席委員 6 人)

満点数(1 人 100 点)の 6 割(60 点)をこえる採点数

3 恣意的な審査結果の防止

合計採点数が、最高及び最低の採点をした選考委員を除く選定委員の合計満点数の 6 割以上であること。

例：最高及び最低採点の選定委員を除いた委員 4 人(出席委員 6 人)

6 割以上の採点数 240 点(満点 100 点/委員 4 人)

4 審査項目に対する評価基準及び評価点数は以下のとおりとする。

評価基準	評価点数	
	様式 5 から様式 13	様式 7③、様式 9、様式 12
大いに評価できる	5	10
評価できる	4	8
普通	3	6
あまり評価できない	1	2
評価できない	0	0